

あ・の・こ・ろ

～なつかしの一枚写真～



昭和30年代に人丸八幡宮から撮影した油谷町の景色です。この写真は福岡県に在住の米田政吉さんから提供いただきました。

みなさんのお宅にもこういったなつかしい写真がありましたら役場企画課（☎32-1111）までご連絡下さい。よろしくお願ひします。



共同募金のご協力を！

10月5日（月）、人丸丸和店前で赤い羽根共同募金の街頭募金運動が行われました。この赤い羽根募金は12月31日まで行われます。皆さんのご協力をお願いします。

貸館業務も大盛況

十月十七日（土）、海に想いを寄せるジョイント・コンサートが油谷町文化会館で行われ、超満員の観客で埋め尽くされました。これからも、大勢の人に文化会館を利用していただきたいと思ひます。



喫茶室

詰将棋 ■ 出題九段 北村昌男
● ヒント：初手をよく考えて下さい。十分で初段、六分で三段。

持ち駒 飛金

6	5	4	3	2	1	
					王	一
		飛		垂	王	二
		垂	垂			三
		角	垂			四
					垂	五
						六
						七
						八
						九

※正解は13ページ

シリーズ 介護保険制度のしくみ ④

給付を受ける手続きについて

今月は、介護サービスの給付を受けた場合における手続きの手順について説明します。

① 給付の申請

給付を受けようとする者は、まず、本人（あるいは家族）が市町村の窓口にて要介護認定の申請を行う必要があります。なお、申請は知事の指定を受けた在宅サービス機関や施設サービス機関でも受け付けることになっていきます。また、自分で申請ができない人については、代行を頼むこともできます。

② 要介護認定

市町村に設置される介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家により構成される第三者機関）は、被保険者の心身の状況に関する調査結果、および、かかりつけの医師の所見に基づいて審査及び判定を行い、その結果に基づいて市町村が要介護認定を行うこととなります。

③ 利用サービスの決定
介護保険では、利用者が自らの意志に基づいて利用するサービスを選択し、決定することが基本となります。そうした利用者の決定を支援するために介護支援専門員が要介護者を訪問し、要介護者が抱える心身の問題状況を把握し、その結果をもとに、本人の家族の参画も得ながら介護サービス計画を策定し、その内容について本人の承諾を得るといった手続きをふんで計画ができていきます。

なお、介護保険におけるサービスの利用は、介護支援専門員による介護サービス計画の策定によるもののほかに、利用者自らが介護サービス計画を策定し、自ら選択した在宅サービスを受けることや、介護施設に直接利用の申し込みをすることもできます。

★介護保険制度に関する相談は、役場福祉課介護支援係までお問い合わせ下さい。

☎32-1111